

安心・確実・有利

国の退職金制度

ダイジェスト版

よくわかる

中退共済制度

CHU 小企業 退 職金 TAI 共 済制度 KYO

従業員の確かな安心のために備えよう

人材定着の対策に
国の退職金制度を
上手に活用!

◎新規加入なら1年間、最高6万円

国が掛金の一部を助成

◎管理カンタン、手間いらず

納付状況、試算額もお知らせ

◎掛金は全額非課税

しっかり受けよう、税法上の特典



Q. 中退共制度って何？

A.  国がつくった従業員の退職金制度です。

従業員の確かな安心のために！

退職後の安定に 安心して働ける職場に 意欲・生産性の向上に 人材の安定確保に

中小企業退職金共済(以下、中退共)制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。中小企業において単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下、機構)中小企業退職金共済事業本部(以下、中退共本部)が運営しています。

Q. どのような企業が加入できるの？

A.  条件を満たしている中小企業であれば加入できます！

加入できる企業

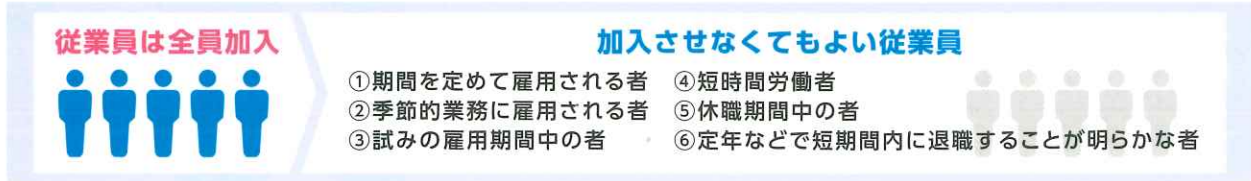
加入できる企業は、業種によって異なります。常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。



加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度(DB)、確定拠出年金制度(企業型DC)または特定退職金共済制度に解約手当金相当額の範囲内の金額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。ただし、次の条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。また、事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。詳しくはホームページをご覧ください。



加入できない方

- 事業主および小規模企業共済制度の加入者、原則として法人企業の役員。
 - 中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」の被共済者。
- ※社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

他制度からの移換

- 平成26年4月以後に解散した存続厚生年金基金から中退共制度への資産移換ができます。
- 平成28年4月以後に特定退職金共済事業を廃止した団体から中退共制度へ資産移換ができます。
- 平成30年5月1日以後に中退共実施事業所と企業年金(DBまたは企業型DC)実施事業所が合併等を行い、その後も引き続き中小企業者である場合は、中退共制度と企業年金制度との間で資産移換ができます。

参考 **小規模企業共済制度**
当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。TEL(050)5541-7171

Q. 制度のメリットは何ですか？

A.  何と言っても国の制度だから安心です。

1 国からの掛金助成 (一部対象外あり)

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

1. 新規加入助成

初めて中退共制度に加入する事業主に掛金月額の1/2(従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乗せされます。

2. 月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。
(注)20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。

掛金助成可否一覧表

事業主の条件	新規加入助成	月額変更助成
社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主	×	○
解散存続厚生年金基金から資産移換を希望する事業主	×	○
特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主	×	○
合併等により企業年金との間の資産移換を希望する事業主	×	○
同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業主	○	○
同居の親族のみを雇用する事業主	×	×

2 外部積立型で管理が簡単

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。

また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

3 掛金は非課税

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(注)資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

4 掛金月額の選択

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額の減額は一定の要件のもとで可能です。

5 通算制度でまとまった退職金

一定の要件を満たしていれば以下の通算ができます。

1. 過去の勤務期間

事業主が初めて中退共制度に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算できます。

(注1)小規模企業共済制度に加入していた期間は通算できません。

(注2)他企業からの掛金納付月数通算および他共済または企業年金等から資産移換する従業員は過去勤務期間の通算はできません。

2. 中退共制度に加入している企業間を転職した場合

前の企業での掛金納付月数を通算できます。

3. 中退共制度に加入している企業と特定退職金共済制度*に加入している企業間を転職した場合

それぞれの制度へ前の企業での退職金を通算できます。

※商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済(特退共)制度を指します。

6 退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込まれます。退職金は一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。

(注)退職金の受給権者は、従業員です。事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

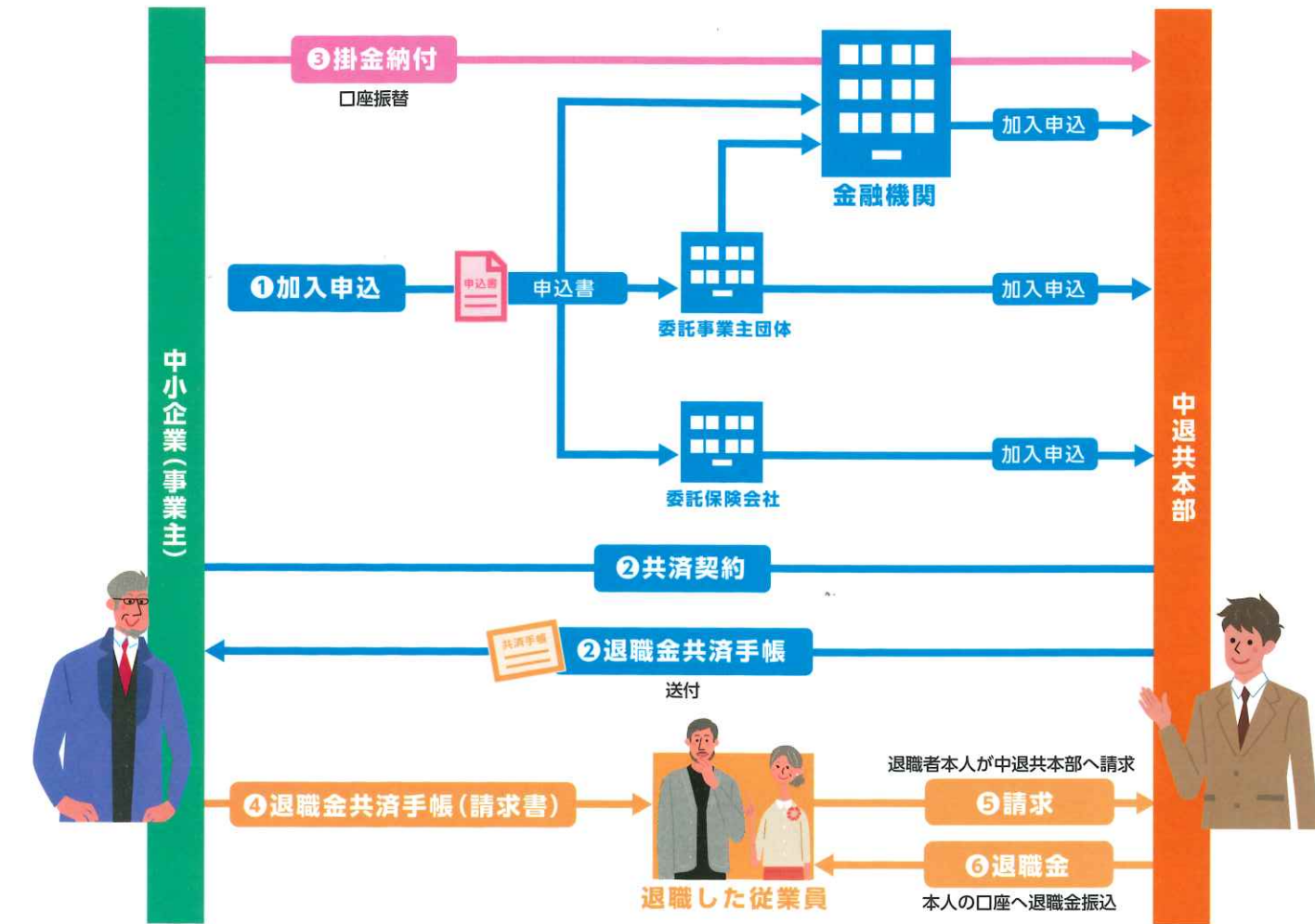
参考 当機構には、一般従業員を対象とした中退共制度のほかに建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした退職金制度として、特定業種退職金共済制度があります。また、従業員の資産形成を支援する勤労者財産形成促進制度もあります。詳しくは、各事業本部へお問い合わせください。

【他の事業本部のお問い合わせ先】

建設業退職金共済事業本部	TEL(03)6731-2866
清酒製造業退職金共済事業本部	TEL(03)6731-2887
林業退職金共済事業本部	TEL(03)6731-2887
勤労者財産形成事業本部	TEL(03)6731-2935

Q. 制度のしくみを教えてください

A.  事業主と中退共本部が契約を結び、退職した従業員に直接支払い。



- ①「新規申込書」に必要事項を記入し、金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出します。短時間労働者が加入する場合は、「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」の写しを添付してください。
※中退共制度加入後、新たに従業員を採用した場合は、「追加申込書」をご使用ください。
- ②「契約成立日」は加入申込先の受付日となります。退職金共済契約が成立すると従業員ごとの退職金共済手帳が送付されます。
- ③毎月の掛金は、契約成立日の属する月分から退職日の属する月分までを事業主が指定した預金口座から振り替えられます。
掛金は全額事業主が負担し、掛金の一部でも従業員に負担させることはできません。
- ④事業主は、従業員が退職したときに「退職金共済手帳(請求書)」を従業員に渡します。
- ⑤⑥従業員の請求に基づいて中退共本部から退職金が直接支払われます。

加入申込先 ▶ 金融機関 : 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金
委託事業主団体 : 労働保険事務組合、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、青色申告会、労働基準協会、
(委託しているところ) ハイヤー・タクシー協会、中小企業勤労者福祉サービスセンター、税理士協同組合、TKC企業共済会 等
委託保険会社 : 取扱先の保険会社は、中退共本部までお問い合わせください。

関係行政機関 ▶ 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課、都道府県労働福祉主管課、都道府県労働局

加入申込時の注意事項

- 中退共本部に直接「申込書」を提出することはできません。
- 中退共制度に加入申込する際、常時雇用する従業員が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要になります。
○一般業種(製造業・建設業等)は250人 ○卸売業、サービス業は90人 ○小売業は40人
なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金の額または出資金の総額が中小企業者の範囲内であれば、「履歴事項全部証明書(登記簿謄本)」を添付することで中小企業者であることの証明に代えることができます。
- 事業主と生計を一にする同居の親族を加入させる場合、使用従属関係が確認できる書類として、「申込み従業員についての確認書(チェックシート)」「労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)」「賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳の写し等)」が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。
- 申込書提出時に、当該申込書の記載事項等を証明する書類の提出を求める場合があります。

Q. 掛金月額を選べますか?

A.  年齢、勤続年数等に応じて掛金を選べます。

掛金月額は次の種類から従業員ごとに選択できます。

短時間労働者*は、16種類の掛金月額の他に次の3種類の特例掛金月額も選択できます。

掛金月額(全従業員選択可)						特例掛金月額(短時間労働者のみ選択可)		
5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	2,000円	3,000円	4,000円
12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円				
22,000円	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円				

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。加入申込時に「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しを添付してください。

Q. 退職金額はどう算出するの?

A.  退職金は基本退職金と付加退職金の2本立てです。

退職金は基本退職金と付加退職金の2本立てで、両方を合算したものが受け取る退職金額となります。

退職金

=

基本退職金

掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%として定められた額です。
(注) 予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

+

付加退職金

中退共の運用収入や財務状態等を勘案して定められる金額です。具体的には、掛金納付月数の43か月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額です。

- 掛金の納付が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。(これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。)3年7か月から掛金相当額を上回る額になります。

基本退職金額表(抜粋)

1,000円 当りの額	納付年数(月数)	掛金月額								(単位:円)
		2,000円	5,000円	10,000円	14,000円	18,000円	20,000円	26,000円	30,000円	
0	(1月~11月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	1年(12月)	7,200	18,000	36,000	50,400	64,800	72,000	93,600	108,000	
24,000	2年(24月)	48,000	120,000	240,000	336,000	432,000	480,000	624,000	720,000	
36,000	3年(36月)	72,000	180,000	360,000	504,000	648,000	720,000	936,000	1,080,000	
48,170	4年(48月)	96,340	240,850	481,700	674,380	867,060	963,400	1,252,420	1,445,100	
60,820	5年(60月)	121,640	304,100	608,200	851,480	1,094,760	1,216,400	1,581,320	1,824,600	
73,710	6年(72月)	147,420	368,550	737,100	1,031,940	1,326,780	1,474,200	1,916,460	2,211,300	
86,760	7年(84月)	173,520	433,800	867,600	1,214,640	1,561,680	1,735,200	2,255,760	2,602,800	
99,950	8年(96月)	199,900	499,750	999,500	1,399,300	1,799,100	1,999,000	2,598,700	2,998,500	
113,230	9年(108月)	226,460	566,150	1,132,300	1,585,220	2,038,140	2,264,600	2,943,980	3,396,900	
126,560	10年(120月)	253,120	632,800	1,265,600	1,771,840	2,278,080	2,531,200	3,290,560	3,796,800	
195,000	15年(180月)	390,000	975,000	1,950,000	2,730,000	3,510,000	3,900,000	5,070,000	5,850,000	
266,660	20年(240月)	533,320	1,333,300	2,666,600	3,733,240	4,799,880	5,333,200	6,933,160	7,999,800	
342,080	25年(300月)	684,160	1,710,400	3,420,800	4,789,120	6,157,440	6,841,600	8,894,080	10,262,400	
421,310	30年(360月)	842,620	2,106,550	4,213,100	5,898,340	7,583,580	8,426,200	10,954,060	12,639,300	
504,580	35年(420月)	1,009,160	2,522,900	5,045,800	7,064,120	9,082,440	10,091,600	13,119,080	15,137,400	
591,790	40年(480月)	1,183,580	2,958,950	5,917,900	8,285,060	10,652,220	11,835,800	15,386,540	17,753,700	
682,630	45年(540月)	1,365,260	3,413,150	6,826,300	9,556,820	12,287,340	13,652,600	17,748,380	20,478,900	

(注1) 本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。

(注2) 本表は平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は法令の改正により変わることがあります。

まずは資料をご請求ください
希望する資料番号に○を付けてください
※ホームページからも資料請求可能です

FAX 03-5955-8220

よくわかる 1. 中退共制度＜詳細版＞



2. 新規加入申込書 (5名まで記入できます)



3. 続紙 (新規・追加 兼用)



次の項目についてご記入ください

郵便番号	□□□-□□□□	都道府県	市区	担当部署・担当者名
住所 (企業の所在地)				電話番号
フリガナ				- -
名称 または 氏名				FAX番号
				- -

業種		資本金の額または 出資の総額	円
常時雇用する 従業員数	人	パート従業員数	人

※ご記入いただきました個人情報は中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。

電話による相談窓口

中退共本部 相談センター室(東京・池袋)

電話受付 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

オンライン説明会・無料相談をご利用ください!

中退共制度への加入を検討している中小企業の皆様を対象に、オンライン説明会の開催および職員が事業所を訪問またはオンラインにて相談に応じています。詳細は、中退共ホームページをご確認ください。

中退共ホームページ → 無料相談・オンライン説明会

中退共 名古屋コーナー

電話受付 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

TEL 052-857-7588
FAX 052-857-7592

中退共 大阪コーナー

電話受付 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

TEL 06-6536-1851
FAX 06-6536-1850

ホームページのご案内

中退共制度に関する情報をご覧ください。
QRコードを読み取ってアクセスしてください。
または、「中退共」で検索してください。



中退共

検索



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1